

小田原市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

1 はじめに

(1) ガイドラインの策定目的

このガイドラインは、小田原市地域防犯カメラ整備費補助金の交付を受けて設置する防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の設置及び運用について配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシー保護等との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用し、小田原市の安全安心まちづくりの推進に寄与することを目的として策定するものです。

(2) ガイドラインの対象となる防犯カメラ

ガイドラインの対象となる防犯カメラは、小田原市地域防犯カメラ整備費補助金の交付を受けて犯罪の抑止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために、特定の場所に固定して設置する映像撮影機器であって、録画機能があるものとします。

2 防犯カメラの設置及び管理に当たって配慮すべき事項

(1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲

防犯カメラで撮影された映像データは、その取扱いによっては、プライバシー等を侵害するおそれがあり、むやみに設置すればよいということにはなりません。

そこで、防犯カメラを設置する際には、どのような場所に、どのような目的で設置するのかを明確にし、目的を達成するために必要な範囲を撮影する場所に設置することとします。

(2) 防犯カメラの設置表示

防犯カメラの設置者は、市民の皆さんが、防犯カメラが設置されていることを認識できるよう、設置区域内の見やすい場所、例えば、防犯カメラを設置している建物や施設の出入口などに設置表示(例：「防犯カメラ作動中」)を行うこととします。

また、犯罪抑止を目的とした設置効果を高めるためにも、設置表示は必要ですが、個々の防犯カメラごとの設置表示を求めているものではありません。

(3) 管理責任者の指定

防犯カメラの管理に当たり、映像の適切な取扱い、情報の漏えい防止、映像の適切な保管のため、防犯カメラの設置者は、管理責任者を指定することとします。

(4) 防犯カメラ設置者及び管理責任者の責務

プライバシー等に十分配慮した取扱いをするため、次の事項を、防犯カメラの設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）の責務とします。

- ア 映像を適切に取り扱うこと。
- イ 映像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないこと。また、その職でなくなった後も同様とすること。
- ウ 防犯カメラの管理に従事する他の者が、映像により知り得た情報の漏えい、または、不当な使用をしないように必要な措置を講じること。また、従事終了後についても同様とすること。
- エ その他防犯カメラの適切な設置及び管理に関し、必要な措置を講じること。

(5) 防犯カメラにより撮影された映像の管理・保管期間等

記録方式のデジタル化が進み、SDカードなど大容量でありながら小さな記録媒体が増えたことで、映像の複写や持ち出しが容易な状況になっています。

そこで、設置者等は、映像の漏えい、滅失、毀損、改ざん防止など映像の安全管理のため、次の事項に留意し、必要な措置を講じることとします。

- ア 不必要な映像の複写や加工を行わないこと。
- イ 映像を記録したSDカードなどの媒体は、施錠できる保管庫に保管すること。
- ウ 映像の記録にハードディスクを利用している場合は、部屋の施錠、関係者以外の立入禁止など、あらかじめ定めた防護された場所に保管すること。
- エ 映像の部外への持ち出しを禁止すること。
- オ 映像の保管期間は、目的達成のため必要な最小限の期間(おおむね1か月以内)とすること。
- カ 保管期間が終了した映像は、初期化や上書きにより、確実に消去すること。
- キ 映像の記録された媒体を廃棄する場合には、破砕するなど、映像が読み取れない状態にしたうえで、廃棄すること。
- ク インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムを適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策を図ること。

(6) 撮影された映像の利用・提供の制限

- ア 防犯カメラで撮影された映像の第三者への閲覧又は提供は、次の場合を除き禁止とすること。

- (ア) 法令に基づく場合
- (イ) 捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合
- (ウ) 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

※(ウ)の事例として、行方不明者の安否確認に必要な場合や災害発生時に被害状況を情報提供する場合などが想定されます。

イ 上記アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当し、映像を第三者に閲覧させ、又は提供する場合は、提供等の必要性を十分検討すること。

ウ 第三者に映像の提供等をしたときは、提供等の相手の氏名、日時、理由及び映像の内容を記録することとし、映像の提供等を求めた者に身分証明書の提出を求める等、身元確認を行うこと。

(7) 苦情等への対応

防犯カメラが設置されていることに不安を感じる方もいますので、設置者等は、防犯カメラの設置・管理に関する苦情や問合せに対して、誠実かつ迅速に対応することとします。

(8) 防犯カメラの設置及び運用要領の策定

このガイドラインに基づき、防犯カメラの設置及び運用を更に適切に行うため、設置者等は、それぞれの利用目的、利用形態に合わせ、次の事項などを盛り込んだ「設置及び運用要領」を定めることとします。

- ア 防犯カメラの設置目的
- イ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲
- ウ 防犯カメラの管理責任者の指定及び責務
- エ 映像の漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止など映像の安全管理に係る次の事項
 - (ア) 映像の記録された媒体の保管方法
 - (イ) 映像の保管期間及び消去方法
- オ 映像の利用、提供制限に関すること
- カ 苦情処理に関すること
- キ その他防犯カメラの設置及び運用等を適切に行うために必要な事項

(9) 個人情報保護法制の遵守

個人情報の保護に関する法律では、特定の個人を識別できるものを個人情報として定義しており、防犯カメラにより撮影された映像についても、個人情報に該当する可能性があります。そこで、個人情報に該当する映像を取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととします。

(10) その他

設備管理業務を委託する場合には、本ガイドライン及び「設置及び運用要領」の遵守を委託条件にするなど、委託業者に適切な管理、運営を徹底するものとします。

【〇〇自治会防犯カメラの設置及び運用要領(参考例)】

(目的)

第1条 この要領は、〇〇が△△地域に、犯罪の抑止を目的として設置する防犯カメラの設置及び運用について、必要な事項を定めることにより、個人のプライバシー保護に配慮し、適切な管理運用を行うことを目的とする。

(設置場所及び撮影範囲等)

第2条 防犯カメラの設置場所は、△△地域の□□に設置し、◇◇の公道を撮影範囲とする。(防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、別紙配置図のとおりとし、△△地域に◇台を設置する。(配置図には、防犯カメラの設置箇所、撮影範囲を表示する))

2 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示するものとする。

(管理責任者の指定等)

第3条 防犯カメラの適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を指定するものとする。

2 管理責任者は、(団体・職・氏名を記載)をもって充てる。

3 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及びそのモニター並びに録画装置の操作を行う担当者を指定するものとする。

4 管理責任者以外の者による防犯カメラ及びそのモニター並びに録画装置の操作は、禁止するものとする。

(映像の管理)

第4条 映像の漏えい、滅失、毀損、改ざん等を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 映像の保管場所は、〇〇〇とし、記録媒体は、施錠のできる保管庫等に保管し、原則として映像の閲覧、外部への持ち出し及び転送を禁止する。

(2) 映像の保管期間は、△△とする。ただし、特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。

(3) 映像の消去は、初期化又は上書きにより行うものとし、記録媒体を処分するときは、破碎又は復元できない完全な消去等を行い、映像が読み取れない状態にするものとする。

(撮影された映像の利用・提供の制限)

第5条 プライバシー保護のため、映像を第三者に閲覧させ、又は提供することを禁止するものとする。ただし、次に掲げる場合は、必要性を判断した上で、映像の提供ができるものとし、管理責任者(又は設置者)の許可を得た上で、提供するものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 捜査機関等から犯罪又は事故の捜査等のため、情報提供を求められた場合

(3) 人の生命、身体又は財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

(苦情処理)

第6条 管理責任者は、苦情や問合せに誠実かつ迅速に対応するものとする。

(保守点検)

第7条 管理責任者は、防犯カメラの機能の維持のため、定期的に保守点検を行うものとする。

付 則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。